

平成 30 年 7 月 25 日
湯川村産業建設課
《プレスリリース版》

湯川村農業用水渇水対策本部の設置について

湯川村は本日（平成 30 年 7 月 25 日）、「湯川村農業用水渇水対策本部」（本部長：湯川村長）を設置しました。

「湯川村農業用水渇水対策本部」は、村内において渇水による農作物への被害が予測されると村長が判断した場合に設置します。

今般、6 月以降梅雨期の降雨量不足等により、大川ダムの貯水量が不足している状況であり、会津中央土地改良区管内（勝常地区）の農業用水の供給が今後更に厳しくなることが予想されるため、今後の降雨、河川流量等の状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、農業用水の渇水に際し適切な対策を円滑に行うため、平成 30 年 7 月 25 日に湯川村農業用水渇水対策本部（本部長：湯川村長）を設置しました。

今後は、情報収集や各関係機関との連絡調整等について、迅速に実施しながら対策を講じていきますので、関係機関各位のご協力について併せてお願い申し上げます。

なお、本対策本部は、本活動がおおむね完了したと認めたときに解散することとします。

《問い合わせ先》

湯川村農業用水渇水対策本部事務局（湯川村産業建設課内）

TEL：0241-27-8840 FAX：0241-27-3761

E-M：sangyo@vill.yugawa.fukushima.jp